

# 平成25年度第2回 障害児就学指導審議会【議事録】

平成26年1月17日（金）13時30分から15時30分まで

宮城県庁行政庁舎 9階 第一会議室

## 1 開 会

司会

本日の会議の成立について事務局よりご説明申し上げます。

本日は遅れるとの連絡がありましたお二人がおりますけれども、欠席の方はいませんので本日の会につきましては成立したことを申し上げます。

只今から平成25年度第2回障害児就学指導審議会を開会いたします。

宮城県教育委員会教育長から挨拶を申し上げます。

## 2 教育次長

挨拶

教育次長

私、教育次長の熊野でございます。

只今紹介をいただきました教育長高橋ですけれども、公務が重なっておりまして委員の方々にはくれぐれもよろしくとの事ございました。

本日は今年度、第2回目の審議会の開催となります。公務、大変御多用の中で、多くの委員の皆様へ御出席を賜り、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、日頃から、本県の特別支援教育の充実・発展につきましては、御理解と御協力をいただいておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

さて、御存知のとおり昨年9月1日に学校教育法施行令の一部が改正されました。

特に就学先決定の仕組みにつきましては、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒について、これまでは特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としていました。

今回、この制度が、個々の児童生徒等について、支援の内容や教育体制整備の状況、障害の状態等、保護者の意見、及び専門家の意見等を総合的に勘案した上で、総合的な観点から就学先を決定するという仕組みへと改められたところであります。この制度改正を受けまして、本県といたしましても、今後の市町村教育委員会への支援の在り方について検討を行い、改善していきたいと考えております。

本日の審議会におきましては、市町村教育委員会の体制整備のために、また、障害のある幼児児童生徒の適切な就学指導が行われるために、県教育委員会は市町村教育委員会に対し、どのように支援していけばよいのかを中心に御審議いただくことになっております。

委員の皆様には、今後の就学指導の方向性について多くの御意見をいただきたく存じます。

いただきましたご意見を基にしまして、次年度からの市町村の就学指導が適切かつ円滑に行われるよう今後も市町村教育委員会への支援に努めてまいりたいと考えております。障害のあるすべての学齢児童が、その年齢及び能力に応じ、かつ、それぞれの特性を踏まえた十分な教育が受けられ、充実した学校生活を送ることができるよう、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

## 3 会長挨拶

会長

荒川会長から御挨拶をいただきます。

元旦に真っ赤な初日の出を拝むことができました。初日の出に向かって二つの願いをしました。1つは明るい出来事が多い一年になってほしい。昨年の東北楽天ゴールデンイーグルスの

優勝は私たちに勇気と元気をもたらしてくれました。そんな出来事が多い年になってほしいと願っています。今年4月から小松島に新しい特別支援学校が開校します。そこで子どもたちの明るい笑顔から元気をたくさんもらいたいと思っています。2つ目は一人一人に震災前の日常が一日でも早く戻ってくることを願っているところです。震災から間もなく3年になろうとしています。復興はまだまだです。震災は子どもたちに、不登校やいろいろな悩みをもたらしています。今こそ、子どもたちにしっかり寄り添いながら、誠実にしかも根気よく子どもたちの心のうちを聞いてやるのが大切ではないかと思っています。

さて、今日の審議会はただいまの教育次長さんのご挨拶にもありましたような内容で進めてまいりたいと思います。今後の就学指導の方向性について御意見を頂戴したいと思いますので、今日の審議会、よろしく願いいたします。

司会 有り難うございました。ここで所用により教育次長が退席いたします。

教育次長 申し訳ありません、それではよろしく願いします。

司会 それでは条例の規定に基づきここからは、荒川会長に議長をお願いします。

#### 4 審議会の公開・非公開について

議長 それでははじめに本日の審議会の公開について確認したいと思います。

(本会議の持ち方)

当審議会の公開・非公開に関しましては前回の会議で個人が特定される部分は非公開、その他は公開と定めておりました。

<要項の6について審議>

就学予定者、児童生徒の就学に関することにつきましては一部個人が特定される内容のため、非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

また今回の議事録署名委員は門真委員と大和委員をお願いしたいと思います。

門真委員、大和委員、よろしく願いいたします。

#### 5 改正の概要説明

それでは5「学校教育法施行令の一部改正について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局

皆さんのお手元にある別紙1を御覧ください。

「学校教育法施行令の一部改正について」お話をさせていただきます。

1ページはその概要です。

平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会報告の中で「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたことを踏まえ、御承知のとおり昨年9月1日に学校教育法施行令の一部が改正されました。

改正は大きく以下の3点です。

まず1点目は

(1) 就学先を決定する仕組みの改正について

旧令は学校教育法施行令第22条の3という就学基準に基づき小中学校かあるいは特別支援学校かを定める仕組みでした。

就学基準に該当する障害のあるお子さんは原則、特別支援学校に就学と判断されました。ただし、就学基準に該当する場合であっても、地域の小中学校で受け入れ可能と認められた場合は、例外的に、認定就学者として、市町村の小中学校に就学ができました。

改正後は学校教育法施行令第22条の3については、就学基準とは言わなくなりました。しかし、これまでのような唯一の判断要件ではなくなったものの、22条の3がなくなった訳ではなく、特別支援学校に該当する障害の状態を示すものとして、特別支援学校就学のための必要条件であると共に総合的判断の際の判断基準の一つとなりました。

それ以外にも障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を総合的に勘案した上で、そのお子さんにとって一番ふさわしいと考えられる教育の場を提供するというものが今回の改正になります。

2点目は

#### (2) 視覚障害者等による区域外就学について

これは、視覚障害者等、障害がある程度重いお子さんについての区域外就学にかかわる改正です。法令上、実際には区域外就学はなされていたのですが、法令上、今までは隣の区域外の小中学校に就学することができませんでした。これにつきまして、今回の改正で、法令上も隣の区域外の小中学校に就学することができるような形になりました。

3点目は

#### (3) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大について

今までは、小学校1年生もしくは、特別支援学校の小学部1年生として入学する場合だけ、保護者と本人の意見、専門家の意見を聴くとなっていましたが、それ以外にも、小学校から中学校に上がるような場合、学校種が変わる場合には、教育環境も大きく変化するというので、意見聴取の機会を設けていくという改正です。これにつきましても、これまで実施していることではありましたが、法的に示されたということです。

ここまでが今回の改正の概要です。

なお、2～3ページは中央教育審議会初等中等教育分科会報告の中から関係する部分を抜き出してあります。4ページは(1)につきまして改正前と改正後の流れを図式化されたものですので、併せて御覧ください。

#### ① 県としての今後の就学指導の方向性について

続きまして、このような国の改正に伴い本県としての変更点について説明いたします。資料5ページから御覧ください。

この図は、改正後の就学先決定手続きの流れが図式化されたものです。文部科学省の図式に宮城県として市町村教育委員会の支援をどのように行っていくのかを加えたものです。

下に県教育委員会が示されていますが、これまでのように時期を限定した支援ではなく、常に市町村教育委員会を支援していく形を考えております。

詳しく述べさせていただきます。次のページを御覧ください。

#### 1 障害児就学指導審議会について

本日、この後、御指導・御助言をいただきますが、市町村教育委員会から寄せられた就学相談に関する課題や、困難なケースに関する事柄について審議委員の皆様から専門的な立場で指導・助言をいただきたいと考えております。

いただきました内容については次年度の市町村の就学相談に反映できるようにしたいと考えています。

本日の後半はその話し合いの場となりますので、どうぞ忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

#### 2 障害児巡回就学相談事業について

県内8会場、教育事務所及び地域事務所単位で8月から9月にかけて実施してきました障害児巡回就学相談については、先ほどお示した図のとおりこれまでのような時期を限定し

今後の県の方向性  
について

た支援はなくなります。

就学先の決定に当たっては、早期からの一貫した「教育支援」、個別の教育支援計画の作成・活用の推進等を通じての継続的な教育相談の必要性、さらには就学期のみではなく、就学後のフォローアップの重要性がますます求められます。

市町村の相談に対して、必要に応じて、随時県が対応し、市町村教育委員会を支援していく形を考えております。そのため今後は市町村が中心となって時期や、会場等の設定をしていくこととなります。県としてもできる限り協力をしていきたいと思っております。

相談員については、年度の早い時期に、県で推薦した相談員をお知らせする予定です。

また相談員による相談では解決が困難なケースも出でることも予想されます。その場合には、審議会の皆様を専門員として紹介させていただくこともあります。その際にはぜひ御指導・御助言をお願いいたします。

さらに、これまで同様に地域の特別支援学校での相談も継続して実施していきますので、相談の内容、時期、困難な状況等に合わせた対応が出来るような体制を、一層充実させていきたいと考えております。

### 3 障害児就学指導の手引きについて

就学事務手続きや、障害の程度等について記されている障害児就学指導の手引につきましては、今年度10月頃までには「(仮称)教育支援の手引き」として編集し、関係者の皆様にお届けしたいと考えています。

第1回編集委員会を今年度中に開催し、9月までに5回の編集委員会を開催して作成する予定です。

編集委員につきましては、事務所・教育委員会の指導主事の先生、特別支援学校から障害種ごとに御推薦いただいた先生方、小中学校の特別支援教育にかかわっている先生方を編集委員としてお願いしたいと考えております。

つづきまして、4 市町村教育委員会に関してです。

県の教育委員会では市町村の教育委員会に対し、特別支援教育総合推進事業の特別支援連携協議会や発達障害早期支援事業をとおして市町村の取組みを支援していきます。

また、就学については保護者との信頼関係の構築や、合意形成に基づいた就学先決定が重要になってきますので、巡回就学相談のところで説明したとおり、相談員、場合によっては専門員を随時紹介していきます。

さらに特別支援学校による相談の活用も促進していきたいと考えております。

市町村担当の業務のためにこれまで実施しておりました就学事務説明会の内容もさらに充実させ、就学に関する研修会を開催して担当者を支援していきたいと考えております。

### 5 最後に学校関係者に対してです。

学校関係者に対しましては特別支援学校及び、小中学校の特別支援学級における相談機能の充実に向けて全ての教員は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していること、特に発達障害に関する一定の知識・技能については必須であるとされています。

今後は、特別支援教育に関する研修内容を総合教育センターとの連携のもと、さらに充実させ、特別支援教育に関する専門性の向上に努めていきます。

また、特別支援学校につきましては、センター的機能の充実、さらなる専門性の向上が求められております。

市町村の教育担当者との連携や協力がこれまで以上に必要になりますので、就学に関する相談は勿論、学校見学や体験入学など様々な場面での支援もお願いしていきたいと思っております。

以上、県の方向性の説明をさせていただきました。以上でございます。

議長

ただいま事務局から法改正を受けて詳しく御説明をいただきました。委員の皆様から何か御質問等ありましたらいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(はい)

それでは先に進めさせていただきます。

ここで審議6に入りますけれども、先程もお話しましたがこれからは非公開になります。どなたもいらしていないので引き続き進めさせていただきますが、おいでになった場合は7で入っていただくという形で進めていきますのでよろしくお願ひします。

それではまず就学予定者、児童生徒の就学に関することについて事務局より御説明お願ひします。

## 6 審議

事務局

別紙2を御覧ください。

就学予定者、児童生徒の就学に関することについて御説明申し上げます。

(1) 就学予定者、児童生徒の就学に関すること

平成26年度県立特別支援学校への就学予定者数についてです。

各市町村から挙げられてきた人数を、障害種別・学校別に一覧表に示しました。

来年度の県立特別支援学校への就学予定者は、新就学が85名、転入学が60名、合計145名です。障害種別に見ますと、下の表のように視覚、病弱には該当者がなく、聴覚障害が9名、肢体不自由が8名、その他128名は知的障害でした。

次の1ページからはその145名一人一人について先日9、10日に開かれました専門委員会において専門委員の皆様にもとめていただいたものです。障害種ごとに一覧になっています。

各市町村から提出されたものをもとに、資料を作成する中で、特に課題と思われる事項についてのみ、一覧表の中にあります医学的・専門的診断の下の欄に記載してあります。空欄になっているのは、特別支援学校への就学に関する書類等に不備もなく、市町村教育委員会の判断が適切ということで、省略しています。145名分ありますので、ここで時間をとって皆様に資料を見ていただきたいと思ひます。

課題についてはまた私の方から御説明したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは各委員さんに目をとおしていただきたいと思ひます。

事務局

それでは先程の6件、特に課題と思われた6件について、御説明をいたします。

6ページの知的障害のNo.18についてです。実は8ページのNo.31も同様のケースです。

このケースは市町村教育委員会から提出された資料では知的障害であるとの判断材料が見られなかったケースですが、判断は知的障害の特別支援学校と判断されてきたケースです。現在市町村教育委員会に対して知的障害であると医師の診断書等、判断した際の資料の提出をお願いしているところでございます。

療育手帳をお持ちでない方も最近は多いので、市町村では療育手帳でなくても、知的障害であるということが証明できる他の書類の提出を保護者の方にお願ひをしているとのことです。No.31については写しがあったということで、そのお子さんに関しては療育手帳の写しを送っていただいています。

それから26ページ、27ページのNo.102、No.107についても同様のケースなのですけれども、主たる障害を御覧ください。肢体不自由となっていますが、市町村では知的障害特別支援学校と判断されたケースです。主たる障害が肢体不自由であれば、肢体不

自由の特別支援学校への就学となるケースです。主たる障害の単なる記載の違いなのか、それとも知的の特別支援学校ではなく、肢体不自由の特別支援学校なのか、確認をしたところ、記載の違いであるとの連絡がありましたので、資料の再提出をしていただくこととしました。

それから34ページのNo.140, No.141に関しましても、No.18, No.31と同様のケースですが、このケースは市町村教育委員会から提出された資料からは知的障害であるとの判断材料が見られなかったケースです。検査等を見ましてもかなり低いお子さんではあるのですが、療育手帳もない、それから医師の判断もなかったケースです。保護者の方をお願いして早急に取り寄せますというお話を、市町村からは御連絡いただいたケースです。

以上6件が課題ということでお話させていただきました。

それ以外に関しましては資料が全て整っていましたので空欄になっております。以上で報告を終わります。

## 質疑・応答

議長

ただいま事務局の方から御説明いただきました。

何か御質問ありますか。

辻委員

難しい問題かなと思うのですが、宮城県と他県とでは、その就学の状況が若干違うということがございます。

例えば26ページのNo.102について御説明いただきましたが、肢体不自由で身体障害者手帳を持っていて、知的障害の特別支援学校ということでございます。他の子どもさんと違うのが、1歳の時に交通事故に遭い、肢体不自由と知的障害になったというお子さんですね。そうなってきたときに当然うちの県のシステムとしては知的障害特別支援学校でこういうお子さんたちを受け取っておりますので、知的障害と最初に書いていただいて構わないと思います。ただ、本当に主たる障害が知的障害と書いていいものなのかどうかは判断が迷うところであります。ですから市の担当の方々もこれから就学の在り方がどんどん変わっていくと、このようなちょっとしたことが問題になってくるのではないかと思います。この資料を見たときに別にこの担当者の方の方が正解なのかと思います。ただ宮城県のシステム上、知的障害の特別支援学校でこういうお子さんたちを在籍させておりますので、知的障害と書いていただいた方が当然すっきりはします。外傷的なものを負って、肢体不自由となり、知的障害も含め、重い障害を負ってしまったということなので来年度以降、というか新年度以降からその担当者への理解、研修の在り方、それから県教育委員会として、このような場合の資料の整理の仕方ともまとめていかなければならないと思います。来年度以降は、このような資料を市町村が作っていくことと思いますが、これまでの資料の中に保護者の願い・ニーズがどうだったのか、それから専門医の診断はこれまでも記載することになってはいますが、専門家や関係機関の意見調整があったかどうか等の項目も必要になってくると思います。10月に手引きができますが、その前に手引きの改良版が出るあるいは、早期に研修会を開催するなどをして市町村へ説明していかないと間に合わないだろうという気がしています。いろいろな事を含めてお話ししましたが以上でございます。

議長

貴重な御意見だったと思います。他の委員さん方から何か御意見ないでしょうか。

川住委員

No.107は重複障害のあるかなり障害が重いお子さんのケースですが、医療的ケアが必要かなどの情報が書いていませんでした。それから訪問教育を希望するお子さんもしゃると思います。障害の程度だけではなく保護者の方の学校教育に対する希望や思いについての情報もあるとよいと思います。資料からは、これ以上の情報が読み取れないので、

併せて検討いただけるといいです。

議長 ありがとうございます。

事務局 御意見ありがとうございました。  
各委員さんから御指摘のとおり、細かい記載があるもの、ないものがございます。今後、情報として訪問教育が適当であるとか医療的ケアが必要なお子さんだという情報が的確に示されないと、なかなか判断するのに困るだろうと感じました。今後そういった項目の取り扱い方等について検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長 他にございませんでしょうか。  
よろしいですか。  
お二人の委員にはこの項目自体の見直しについて、よりよい方向で検討いただきたいと思えます。  
この件についてはこれで終わります。

それでは平成26年度の特別支援学校への就学予定につきましては、最終的な決定権をもつ、市町村において十分検討されたものと思えます。

事務局から報告がございましたとおり、資料の不足など一部是正が必要なものがありますが、こうした不備が解消されることを前提として提出されたすべての案件について、支援学校への就学の判断が妥当であると答申してよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。ではその方向で進めさせていただきます。

それではここからは公開としますがどなたかいらっしゃいますでしょうか。

それでは、ここから「7 その他」に入ります。

学校教育法の一部が改正されたこともあり、この機会に就学指導の在り方について議論したいと思えます。

事前にペーパーを配布しておりますが、本日は今後の市町村における就学相談の体制、市町村が設置している就学指導委員会の在り方を御議論いただいた上で、県としてどのような支援を行っていくべきか御意見をいただきたいと思えます。

(1) 適切な就学相談を行うための体制整備について

(2) 今後の就学指導委員会の在り方について

それでは事務局より御説明をお願いします。

## 7 その他

事務局

それでは別紙3を御覧ください。

(1) 「適切な就学相談を行うための体制整備の方法」

(2) 「今後の就学指導委員会の在り方」について説明します。

審議委員の皆様には事前に今回の2つの議題について送付させていただいておりますが、この後はこの2点について、皆様から御意見・御指導をお願いします。

プリントの矢印で囲まれている〈担当者等からの意見〉は就学指導専門委員、ほとんどが、巡回就学相談担当も兼ねている方々ですが、直接就学相談にかかわって見えてきた課題等について御意見をいただいたものと、昨年末に開催されました指導主事会議におきまして事務所の指導主事の皆様からいただいた御意見を併せて課題としてまとめて、今回の議論の資料とさせていただきます。

1点目、適切な就学相談を行うための体制整備の方法についてです。

巡回就学相談担当の皆様からは、矢印の中に記載されていますように、本人を取り巻く関係機関と連携して包括的な支援を進めていくためにはどのような整備が必要か。就学

時期間際になっての駆け込みの教育相談が多いため、十分に対処できない場合があった。十分な相談のためにはどのような方策があるか。学校教育法施行令の改正の意図や就学相談の仕組みや手続きの方法などについて、関係者が理解していくためにはどのような方法があるかなどの意見が出されましたので、これらを踏まえて、「関係機関との連携について」「専門性の向上について」「相談体制について」「手引きの作成とその内容について」の4点を主な論点として挙げました。

市町村教育委員会が適切な就学相談を行うための体制を整備していくため、県としてどのように支援していけばいいかについて、御意見・御指導をお願いします。

2つ目、「今後の就学指導委員会のあり方」についてです。

保護者の意向と判断が食い違ったケースがあり、対応に苦慮した。保護者との合意形成をどのように図っていけばいいかです。

具体的にお話させていただきますと、特別支援学校が適切との判断がなされているが、保護者の方が小学校を希望しているため、市町村教育委員会が苦慮したケースです。お子さんは首が据わらない状態で、小学校の特別支援学級を希望している。しかし、現在その特別支援学級は人数も多いので、そのお子さんが入って学習するというのは非常に難しいのではないかと考え、市町村教育委員会は特別支援学校という判断をされた。保護者の方も「実際は特別支援学校だと思います。ただ、地域の小学校に1年でもいいから入れてください。」と希望されているケースです。

それから逆のケースもございます。

支援学級適切との判断であったが、手厚い指導をしてもらえる特別支援学校を希望したケースです。つまり22条の3に該当しないお子さんですが、やはり特別支援学校で体験学習や教育相談等を受けて、手厚い指導をされている支援学校のほうがいいと保護者の方が思われる。そこまで障害が重くないのだけれども、是非入れて欲しいとお願いするケースでした。やはりなかなか市町村と保護者の意向がうまくいかないという例です。

このようなケースについては結構市町村でも悩まれるようですが、丁寧な相談を何度も行いながら、何とか保護者との合意を得て、解決はしておりますが、実際、市町村の担当者が対応に苦慮をしているケースです。

それから就学指導委員会のメンバーについてです。

これから就学指導委員会のメンバーを選ぶにあたって市町村の就学指導委員会のメンバーはどのように構成されたいのかなどが出されましたので、皆様からこういう方が入られたら良いのではないかと意見を是非いただけたらと思います。

そこから、「保護者との合意形成に向けて」「個別の教育支援計画について」「就学指導委員会のメンバー構成について」の3点を主な論点として挙げました。今後の就学指導委員会が適切に行われるよう、県としての支援のあり方について、御意見・御指導をお願いします。

以上2点の議題について説明いたしました。御審議よろしく願いいたします。

議長

只今議題の方2つございますが、ひとつずつ御意見を頂戴したいと考えております。まず議題1の適切な就学相談を行うための体制整備についてこれについて先程の説明で何か御質問があればお受けしたいと思います。それでは質問がないようなので御意見の方をどうぞ自由をお願いします。

野澤委員

現場の小学校からの立場として今回の政令改正に伴う就学指導の変更について、現場の学校ではきちんとした資料は入っていますが、教育事務所とか教育委員会主催の説明会などが無い。現場は就学指導が変わることの情報は入っているが、現場では実際どのような方



向から切り込んでいったらいいか、全く手つかず、わからない状態にあるというのが現状です。この間、支援学校を設置している県の設置学校校長会があり、「宮城県は就学指導体制の構築に対して何か動きがありましたか」という調査がありました。まだ結果は聞いていませんが、私の知りえる範囲ではたぶんこの市町村教育委員会もまだアクションをしていなのではないかなと思います。現在栗原市教育委員会には「来年のことを考えなければいけないよ」と話していますが、まだ足取りが重い。意見の3点目にもありますが、法令の改正の意図や就学後の改正の仕組みや手続きについて、関係者、担当者の理解が進んでいないので、周知をする必要があるのではないかと思っています。その際、一番核になるのが教育事務所ですが、明確な返答が返ってこない。県教育委員会がイニシアチブをとって支援をしていくのだと思いますが、担当者、市町村教育委員会、幼稚園・保育所、小学校、中学校の学校長に対する周知をもう少し噛み砕いて、周知を図る手だてを考えていくといいのかと思います。

議長

周知徹底の方策ですね。ありがとうございます。

須藤委員

子どもの就学について考える前に、障害のあるお子さんというのは、重度であればあるほど早くにわかる。それなりの医療機関に行ったり発達相談支援センターに行ったりして、いろいろな相談をして、子どもの評価を小さい時から受けている。この子はこういう障害があるという評価をされてきてその中で療育の支援がどういうことが必要かということ各機関が持っているわけです。就学指導の就学を決めるときに、御家族やお子さんが、各機関との連携をして、どれだけかかわっているのかと疑問に思っていた。軽度のお子さんは就学前の健康診断で見つかることがあると思いますが、障害の重いお子さんは早い時期からいろいろな機関で情報をつかんでいるはずなので、地域の保健師さんや、支援センターや町の相談所などとの連携を早めにして、保育所、幼稚園でいろいろな問題を掴んで欲しいと思います。小さい時に対応している機関の方たちは、学校現場のことはあまり知らないのではないかと思います。支援学校に行ったらどんなことをしているのか、現在の特別支援学校や支援学級がどうなっているのかというイメージがつかめていないのではないかと思います。お互いに学校現場の方と、幼児、乳児期あたりから発達の支援にあたっている人たちと接点を設けていくといいのではないのでしょうか。その様な場を作っていく。例えばA子ちゃん、B君に関して関わってきた人たちが一堂に会して、資料や情報を交換して、この子にはどういった支援が必要なのかを話し合う。親御さんもそこに参加してもいいのかと思います。その上で学校が決まるのだと思うのです。障害が一つだけでない方もたくさんいるので、療育手帳があるとかないとか、主たる障害がどちらかなどはあまり大きな問題ではないと思います。むしろ、この子にはこれとこれとが問題があって、今の教育や療育からこうなのだよという事の方が大事だと思います。特に問題の大きなお子さんについては早めに、教育現場と就学前の通園施設などの両方から、コミュニケーションを図る場所を用意していくといいと思います。一般の保育園も、統合保育でいろいろなお子さんを扱っていますので、保育園の現場の方や、療育している方たちも支援学校を見に行ったりすることも必要だということです。そういうことがないと、どうしても親御さんも、今までこのように相談機関で言われてきたのに、学校に来たらちょっと違うということもありますので、そのようなことが必要なのではないかと思います。

議長

はい、学校現場と関係機関、担当者との連携、情報交換という意見だったと思います。実際には個別の教育支援計画等作成の時には既に実際に行われているのではないかと思います。事務局から何かありましたらお願いします。

事務局

はい、御意見ありがとうございました。

県教育委員会でも各市町村に連携協議会等を設置いたしまして、その中でいろいろ取り組んでいただいております。市町村によって温度差がある等ではありますが、今ご意見いただいたように、早期から携わっていただいた方々、学校に入る際に携わっていただいている方々、こういった方々の情報交換をもう少し密にして、適切な就学指導につなげていければと御意見をいただいております。これから連絡調整の場を検討を図っていきたいと思います。ありがとうございました。

菊地委員

今の須藤委員さんの御意見とも関連しているのですが、以前仙南の角田支援学校白石校におりました。その時に白石市がとてもいい、就学指導とも関連するモデル事業を県の特別支援教育室の御指導のもと、やっておりました。白石市の教育委員会、保健福祉とも連携しながら就学指導にかかわらず、就学前の保育園、幼稚園、障害施設も含めてお子さんの発達支援を促すために、白石市の中で専門委員を何人か選定していただきました。その中に臨床心理の先生やお医者さんまた、特別支援教育コーディネーターも加わって、就学時期を待たずに現在の子どもたちの関わり方への支援や発達を促すための支援についてやり取りを行いながら、お子さんや保護者の方との関わりを作って行きました。早期からの支援では就学する1年以上前から、将来的に特別支援の選択もあれば、支援学校も見てみましよう、特別支援学級も見てみましようと言った形で、専門委員がコーディネートする形で、地域の保健師さんも一緒に入ってもらい、長い時間をかけてお互いに信頼関係を構築していく。就学指導でもじっくり、先ほど事務局からもお話があったように時間をかけて丁寧という部分が、白石市のようなモデルケースもありますので、そういった体制がこれから各市町村にも広がっていくといいのではないかと思います。

事務局

ありがとうございました。こういったケースを市町村の研修会等で発表していただいと、共有していくとまたポイントになるのかと思いました。

菅井委員

いま大学にいまして、教育相談をしています。ケースの数が少ないのですが、就学の相談も受けてきました。以前は職場が神奈川県特別支援の研究所でしたけれども、そこでも就学相談を受けた経験があります。その時以来ずっと感じていることですが、保護者の方たちが、まず就学の問題に遭遇した時に、相談としてつながりやすい場所はやはり地域の学校だと思います。重度のお子さんなどの場合は最初から地域の学校は無理だろうということで、特別支援学校を考えられるケースがありますけれども、そうでない方々は、まず基本、自分の住む地域の学校なのです。ケースによりませんが、保育所段階、幼稚園段階で関わりをもつ際に、出来るだけ早い時期に、地域の学校とつながりを持つことを勧めるようにしております。そして、地域の学校へ出向いていただいて、学校の担当者といろいろ話を進めていただきたい。その中には、特別支援学校につながっていくケースもあるのですが、私たちが専門的な立場で見ている特別支援学校の位置というのは、そんなに警戒心なく入っていける場所なのですが、警戒心というのは語弊がありますが、多くの保護者の方にとって、特別支援学校はやはり特別な場所です。その門をくぐるというものがすごく不安と警戒心があると思います。端的に言えば、そこに相談を持ちかければ、そこに就学するということが話が進んでいくのではないかといい気持ちを持たれる方がすごく多いのです。それが証拠にある支援学校で、たまたま工事が入ったために、学校での相談が出来なくなりました。そこで、地域の市役所を借りて相談室を開設したところ、ものすごい数の相談が来た。就学を含めてたくさんの相談が来たのです。工事が終わって、また学校の相談に戻したら、相談がガタンと減った。これは端的に表れているのだと思いますけれども、多くの方々、保護者の方々の見方はそうなのだと思います。そういう意味で今回の改定を受けて、県のほうの仕組みが変わっていく、今日図を見させていただいて、県はずっとバックで支援していくという形になっていますけれども、巡回就学相談もなく

なるということですが、県の持っている専門性、コミットが薄れていかないかと心配をしています。もし、今後支援をしていくとした時に、ひとつのアイデアとしては地域の学校の、例えば、相談が持ちかけられた時に相談の窓口となる方、ひとつは、校長先生だと思えます。それから、地域の特別支援教育コーディネーターの方々、こういった人たちが、いずれ自分の学校に来るかも知れない子どもについて、必ずアンテナを張っているはずですから、この方々に対する専門的なバックアップが必要ではないかと私は思っております。口はばった言い方ですが、私の経験からもまだまだ特別支援について十分ご理解いただいていない管理職の方もいらっしゃる現状があると思えます。障害という話がでた途端に、「それはうちではなくて特別支援学校にとか、どこか委員会に回してください。」と、すぐ話が切り替わっていくケースを私も何度か経験しています。そうではなくて、今回の改正により市町村がやるということは、言葉を返せば地域が主体になってやるということです。ですから、子どもたちのメインは地域なのだ、特別な場合は特別支援にくるけれども、メインは地域なのだというのが、今回示された中身だと思えますので、メインとなるところへのもっと強力なバックアップを県として考えていただければと思います。

議長 保護者が負担にならない相談の場、その工夫、それから担当者の力量、スキルアップのための研修、このあたりの御意見でした。有り難うございました。

辻委員 菅井先生とも関連するのですが、適切な就学相談のために、やはりインクルーシブシステム構築に向けた県としての戦略を、しっかりアピールしていく必要があるのかと思えます。要項の中には、県の教育委員会の就学先決定にかかわる相談・助言機能を強化する必要性が明記されています。つまり、県は今までの形の就学指導、相談会は撤退するけれども、もっともっとやっていきますよ、支援していきますよということをもっともっとアピールしていくべきだと思います。だから安心してやりましょうねというアピールをお願いしたい。そのためにはやはり「共に学ぶ教育」がもう10年で、区切りがつかますので、その総括と、これから続く県の特別支援教育の将来構想の中にも県の方向性をきちんと明記していただいて、戦略を示すということが大事かと思えます。それから、手引きが10月ということで当然時間がかかる内容となりますけれども、相談は新年度から始まりますので、概要版等を作成するなど、大まかなものを早いうちにしっかり示して、県の方向はこういう方向でいきますから、市町村も頑張っていくましようね、というアプローチが是非必要になってくるかと思えます。今後も是非我々を御指導いただければと思います。

議長 県の将来構想と、手引きの早期作成という御意見でした。

大和委員 利府支援学校富谷校大和と申します。

議題について、地域支援部の先生方と話し合いをして、持ってきた学校としての回答としてお話をさせていただきたいと思えます。関係機関との連携は、特別支援教育連携協議会がありますが、それを活用して、今後連携を図っていく。市町村とのつながりをいかに切らないでいくかが、大切ではないかということが出てきました。具体的には、特別支援学校の学区内の市町村の教育委員会の就学担当者、福祉課、幼稚園、保育所のコーディネーター、支援学校のコーディネーターの連絡会がやはり必要だと現場では感じているところがあります。市町村の就学担当者同士の横の繋がりの連携もできているのかということもあるのですが、担当者が変わると就学に関して「わかりません」ということがないように、連携協議会の中で横の連携も形成されていくのではないかとこの案が出されました。

2つ目専門性の向上については、支援学校の保護者の方が、一番最初に出会う方が福祉課の保健師さんです。保健師さんとの関係性をいかに早期から作っていくかも大切なこと

ろですし、保健師さんの就学に関する理解をどのように育てていくか、その機会、接点が教育の現場と作りにくいので、保健師さんを対象とした研修が必要かと思ひます。さらに、施行令変更後の就学の流れ、手続きについて理解を促すにはどのようにしていったらいいかという課題が残っています。案としては、就学事務説明会などの参加者対象の中に保健師さんも入れてはいかがかという意見が出ました。また教育委員会と福祉課の連携、強化もとても必要ではないかと思ひます。

一番最初に出会うのが保健師さんなので、そこで別の方向性のことを言われると、保護者の方は大混乱したという事例としてありましたので、そこが非常に大切かと思ひています。我々教職員の周知については、支援学校だけでなく、市町村の小学校の先生方、富谷校は小学校と支援学校が廊下伝いなので、研修会をこちら主催でやっています。今回の就学指導の流れの変更についても、こちらから声をかけて研修会をしました。

富谷町の教育委員会にも声をかけて研修会をしたりしていますので、各支援学校でも主体的に呼び掛けて、研修会を開くのも一つかと思ひました。さらに5年10年研修会などでの県教育委員会からの御指導をお願い出来ればとてもよいのではないかと思ひます。手続き作成とその内容については、冊子が学校中心にしか置かれていないのが現状です。教育委員会等を通して福祉課にもあるといいのではないかということが担当者からありました。最後に就学児を抱えている保護者対象のリーフレットを作成し、保護者の抛りどころとなり、見通しが持てるようなものが手元にあるととてもよいのではないかという意見がありました。

昔、石巻にいたときに、石巻から最初に出たと思ひますが、リーフレットを作り、保護者が常時鞆の中に入れておけるような、A4版の冊子を作り、子どもの様子を書いて、就学のような過渡期に使い、1から保護者が全部説明するのではなく、保護者がそれを見せると全部わかるようなものを作りました。それを教育委員会が作成していたのですが、それを小児科等に置いていたのです。保護者の方の目にとまってそれをすぐ手にできるようなものです。以前に石巻でやった事も参考になると思ひました。

議長

担当されている現場の生の声は具体的で、良い御意見だったと思ひます。

鈴木委員

先程、菅井先生から地域の小中学校の校長先生の力量、特別支援教育に関する考え方のお話が出ましたが、町の就学指導委員会に、教務主任が出席したときに、このお子さんについては、特別支援学校が適当、学級が適当ということに、校長先生が他の意見が非常に反映されるということがあったということでした。

支援学校の教員一人だけがメンバーに入っていたので、なかなか校長先生の決断に言えない雰囲気があったようです。校長先生が他の特別支援に対する理解が非常に大切になってくると思ひます。

小中学校では、6月頃から、校内の就学指導委員会が開催されると思ひます。校内で特別支援教育が必要になる子についての話し合いがもたれると思ひます。教頭先生が窓口になると思ひますが、管理職の特別支援教育に対する研修、旧特別支援教育研修センターの頃には特別支援教育課題研修会の中に「就学相談に関する研修」がありました。開放講義として、関係者が希望すれば、参加できて、障害のある児童生徒の就学指導の進め方、特別支援学級や通級指導教室の設置学校教頭研修会などの中で就学指導の在り方についての研修がありました。特に教頭先生の研修会ですので、その内容には保護者への対応などの研修も含まれていました。

あとは、新規の養護教諭の研修会の中に就学に関する研修が1コマあります。それから幼稚園等の新規の採用者についても1コマあります。管理職研修については、新任の校長研修の5日間の研修の中で1コマ、校長研修の中に1コマありますが、小学校・中学校・高等学校の新任の教頭研修の中にはありません。非常に少ないのが現状です。自分の学校

に特別支援学級があり、しかも校長先生であれば、研修の機会があるのですが、学校に特別支援学級がない学校の管理職だとなかなか難しい訳です。今後は総合教育センターでの研修も必要になってきますし、教育事務所管内でもやっていかないと周知されていかないと思われますので、県教育委員からも後押しをしていただきたいと思います。

市町村の就学指導のプランニング、学齢簿を作る時期になったからやるのではなく、早い段階からスケジュールを組んで審議に至るまでのスケジュールを持っていくのか等について、市町村単位で考えていかなければならないということを周知していくことを、ガイドブック作成と一緒にやっていかなければならないと思います。10月に手引きとありますが、4月に新年度がスタートすると今年度の就学指導についても市町村が考えていかなければならないですので、早めに手続きに進んでいく、相談にきちんと乗っていくというスケジュール管理をしていくことが市町村単位で非常に大切ではないかと思います。

議長

啓発研修は明確にしていかなければ、周知徹底できないのではないかとこのところでした。

1についてはまた後ほど意見をお持ちの方は出していただくことにしまして、2について進めさせていただきたいと思います。今後の就学指導委員会の在り方について、御意見を賜りたいと思います。御意見をよろしく願います。

川住委員

従来の形でやっていて、問題ないのが大部分だと思いますが、保護者との合意形成については市町村教育委員会が何が問題かをきちんとまとめておき、対応していくしかないのだと思います。それをもう一回きちんと確認することが必要かと思います。

野澤委員

現場の学校で課題になるのは、保護者との合意形成についてです。先ほども話に出てきましたが、どうしても就学指導についてある程度結論を出さなくてはならない。期限もあるので、お互いに意見がかみ合わないままに進めてしまうということがあると思います。その点を反省し、学校としては、合意形成については、無理に話を進めなくてもいいのではないかと考えます。学校も保護者もじっくり子どもを見る、子どもを真ん中にして、お互いに意見を十分に交わせるような、話し合えるような場を十分につくりながら就学指導を進めていけばいいのかと思います。本校を例にあげますと、教員の気づき、保護者の気づき等で対象の子どもがあがってきます。それに対して個別の教育支援計画ではなく、個別の指導計画を作成していきます。子どもを中心にどんなサービスがほしいのか、学校ではどんなサービスができるのか、どんな指導体制が組めるのか等々の話し合いをします。その中で合意できたものからやっていく。指導を積み重ねながら、子どもの変容等について学期ごとに保護者と話し合いの場を持ちながらやっていく。方向性を確認していく。時間をかけてお互いにアセスメントしながらやっていく体制を組んでいます。成果として、合意形成が図れるようになってきました。地域の学校に保護者がいろいろ相談したいのだけれど、子どもに対して、保護者と学校で意見が食い違っていると悩んでしまうのですけれども、時間をかけて結論は2年後でもいいのではないかと思います。保護者の方が納得していく場を作っていこう、その中で学校としてできるサービスをどんどんしていこうという体制を作りながらやっている最中でございます。個別の教育支援計画については、仙台市内や支援学校ですと指導いただけるとは思いますが、地方では支援学校のコーディネーターの先生方が主になるようです。町の中に福祉課の保健師さんがいますが、お話しすると福祉の方は、こういうサービスがありますよという情報提供だけであって、実際に子どもの実態像に対してのサービスまでには踏み込めない現実があります。今後、保健師さんをどのように組み込んでいったらいいのかも含めながら模索している最中でございます。

就学指導の担当者のメンバーについては、学校、地域が中心になるのはもちろんですが、就学指導委員会の中に、県のどなたか、相談できる専門委員の方々が入る、人材のリスト

アップしたものを回していただくと、こちらからアポを取って市町村就学指導委員会に招聘するとか、来て御意見をいただくとか、可能なかと思っております。メンバー構成については専門家のリストを回していただくとアポ出来ると思います。就学指導委員会の組織についても、今から3月中までまとめ上げて、4月スタートできる体制を作っています。その辺の支援もお願いしたいと思います。

議長 学校側の待つ心が合意形成に大事なのだということです。大変いい御意見だったと思います。

辻委員 合意形成の部分で苦慮したということは担当者としてすごく分かります。今後も大変なのだろうと思います。ただ、学校側の担当者として、合意形成ということについて、今後の特別支援教育の流れの方向性を見据えて学び直さなくてはいけないのだろうと思います。本日の資料や分科会報告、今年度10月4日には障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について文部科学省から通知が来ております。その中に当然なのですが、インクルーシブシステム構築に向けて、保護者の意向の尊重、保護者へ情報提供をいかにしたか等々、十分な時間をかける等々のことが書いてあります。合意形成が大変だったかの問題よりも、私たち担当者側としては、保護者の意向の尊重、保護者へ情報提供をどうやったらいいのかが問題になってくるのかと思います。今日の資料の中にもありますが、一部改正の通知の中には、「最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である」ことの文言も入っておりますので、今までのやり方ではもう通じていけないということです。宮城がやってきた10年前の共に学ぶというのと同じように、障害があっても共に学んでいくのだという視点のもとに学校担当者も相談をしていかないと、障害が重いからこっちはかないですよというのはもう通じない時代になるので、こちら辺を我々も意識していきたいと思います。

議長 インクルーシブ教育の原点みたいなものが重要であるとのことでした。

下川原委員 手をつなぐ育成会の下川原です。障害者の親です。合意形成が難しい例ですが、ご家族が何を求めているかの違いだと思います。首が据わってなくても地域の学校へ行くことで、先生の手厚い支援を受けられなくても、友達や周りの方からの刺激を受けてとか、精神的な成長が期待できるのではと考えるのだと思います。また、地域の学校へ通うことで、こういう重い子がと地域にいるのだということも分かってもらえるというのはすごく大事なことだと思います。災害があった時にやはり一番地域の方が力になってくれると思います。そういう事から、たった1年でも、というお母さんの思いは尊重できるのだと思います。担当される方は、すでにされているとは思いますが、客観的ないろいろな情報を流した上で、親御さんに寄り添って一緒に考えていただくという姿勢で、信頼関係を築いて行ってほしいと思います。学校を決めるだけではなく、その子の将来にわたっていろいろな明るい見通しを持てるような機会になっていくといいのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。

佐久間委員 仙台市の北部発達相談支援センターの佐久間です。よろしく願いいたします。保護者の合意形成のところですが、子育てについては楽しくもあり一方で悩みの連続で、さらに発達につまづきがあるといういろいろ傷つく体験のある保護者もいらっしゃる等、なかなか親御さんとしても自信が持ちにくいこともあるかと思っております。その中で思っているようにいかに、普通の子どもさんに近づきたいとかそういう思いで子どもへの苦手なところだけに目が向きやすいとか、ストレスの多い状況に置かれていますという方のお話

もごさいます。頭では分かっている、なかなか気持ちが追いつかないといった、親御さんの認識と感情にずれがある時期もごさいます。子どもさんの成長を確認しながら、子どもさんの生活全体に目を向けながら将来の見通し、今後の支援方針について保護者と確認し合う発達相談が重要なのだらうと思ひます。就学相談に関してもそういうことかなと考へておひります。

つづいて個別の教育支援計画のところでは、関連して、今取り組んでいるところを紹介させていただきます。仮称なのですが教育委員会の方と一緒に「サポートファイル連携システム」を作り上げたいと今検討しているところではごさいます。先程申し上げたように子どもさんに対して、教育・福祉・医療・労働等、様々な分野でいろいろな関係機関が、連携による支援を実現するため、個別の支援教育計画も含めて、関係機関が作っているそれぞれの支援計画等をファイルに綴り、相互に引き継ぎそれぞれの支援に活かすことができないかということでは。その目的とか評価では、保護者の方が関係機関と相談しながら計画を作成する。あるいは関係機関につなぐ作業を通して、どのように生活していきたいかを話し合う。そのためにもどのような支援を受けたいかというニーズを考へる機会になるということ、それを関係機関と共有することで、ニーズにあった支援を受けることができるのではないかということでは。本人・保護者にはそれぞれ必要な関係機関が関わりますが、それぞれの支援内容を共有することで、相互に機能分担をしながらも一貫性のある支援を行うことができるようになるのではないかと考へています。今のは横の連携ですけれども、成長に応じて関わる関係機関も変わっていきます。それまでの支援内容を適切に引き継ぐことで、将来への見通しを持ちながら、一貫性のある支援を行うといった縦の連携、先程就学前の療育の連携というお話がありましたけれども、それにも活用できるのではないかと、活用していきたいと考へているところではごさいます。

議長

大変素晴らしい意見だと思ひます。他にございせんか。

菅井委員

相談委員、就学指導委員のメンバーと少しずれるかもしれませんが、相談を進めていく上でのチームに関して一つだけ、視覚支援学校、聴覚支援学校の校長先生、永井先生もいらっしゃいますけれども、感覚障害、視覚障害、聴覚障害に関しては、今子どもたちの数も少ないということもさることながら、この領域に関する専門性のある方々の数が非常に限られていると思ひます。私自身のケースの話になりますけれども、かなり専門的な機関で相談は受けているのですけれども、その専門機関に残念ながらその感覚障害についておわかりになる方がいない。例えば高度難聴の子どもに対して音声言語で検査を実施してIQが出ていることが実際に起きているわけでは。そういう状況を見聞しますと即座にそういう専門家を養成することもできませんが、視覚障害、聴覚障害、そういう低発生率の障害とか重度重複の中でも特に難病、こういった障害領域に関しては専門相談チームのようなものが、県なり市なりにあって、具体的なケースにはこういう人が派遣されて相談が進むという仕組みができないものかと考へます。幾つかの就学のケースを伺っていると、最終的にそういう専門家に会うのが、相談が何段階も進んだ就学の最後の段階で初めてそういう専門家の先生と会うケースが結構あるのです。それでは遅いのです。最初の段階でその子をどう考へるかという一番専門性が必要な段階で、ここでどう食い込めるかという話だと思ひます。個別の支援計画というのはまだまだ十分に機能していないかもしれませんが、そもそもこの支援計画を作られた目的は、そういう連携のもとに専門性を活かしていくということが目的としてあったわけでは。もともと厚労省から出ている支援計画バージョンとしてそれが作られているなら、生涯を通しての特別支援計画としてまさに今問題になっている移行のこともしっかりとこの支援計画に書き込めるように、そこから私たちが意識を持っていかないといけないのかなと思ひます。

議長

専門性を持った方が少ない分野でのそういう方の情報みたいなものがが必要です。他にありませんか。

門真委員

先程佐久間委員のお話にもありましたようなサポートファイルに基づく個に応じた支援をというのは以前より設置校長会の方でも検討したり、全国大会でも発表したりということでした、それが派生したお話でしたけれども、サポートファイルに取り組もうとしているのをお聞きして非常に嬉しく思いました。

関係機関との連携ということで嬉しく思っています。仙台だからできるではなくて、障害のある子どもがどういう一生を送るのかという観点から県の方でも取り組めるような進め方を是非していただければなと思います。

福祉・医療・労働こういった関係機関が連携するというのは高尚なことなのですが、必ずそこでイニシアチブをどこが取るか、そこがぼやけてしまうと結局はうやむやになってしまうと思います。やはりサポートファイルを作成し、管理し、必要に応じて学校関係の方が主にリーダーを取ってもらうという時期もあると思いますが、実際その子どものイニシアチブをとり、見通しをもったことができるのは、やはりアーチルのような立場なのかと思います。その辺のところもしっかり踏まえた上でやらないと、連携も言葉だけで終わってしまいがちになるので是非、イニシアチブについても検討していただければなと思います。

それから相談体制で学校の相談が多いという部分がありましたが、例えば特別支援教育の経験者とか保健師など、経験のある方を登録制度とする。あるいは年1回必ず経験を踏むような研修会に参加するなどをして専門性のある相談員を増員していく。また、保護者が相談しやすいように、時間をかけて本人の願い、親の願いを聞く体制を作る。さらにどういう機関と連携すれば今後の生活についてのアドバイスなども受けられるのか、等様々な相談に対応できる、そういった体制ができるといいかなと考えておりました。

議長

はい、ありがとうございました。他にご意見ございませんか。

大和委員

就学指導委員会のメンバーの構成というところでの、地域支援からの意見ということで言わせていただきたいと思えます。

最近の様子をみていると、市町村関係者及び就学指導委員のメンバーが22条の3の解釈ができていないということを痛感します。22条の3があるのは分かるのですが、その具体的な解釈についての指導がきちんと必要なのではないかと感じております。一人一人の個々の思いや解釈がばらばらのまま就学指導がなされているような感じを非常に受けました。具体的な指導がきちんとされてほしいと思えました。

それから就学指導委員会のメンバーということなのですが、就学指導委員会に初めて参加しますという方もいらっしゃる。そこからのスタートになるのでやはり、その経験者をどのようにして市町村教育委員会が集めるかということの参考になるスタッフの例とかがあるといいと思えます。また、巡回相談のスタッフが定期的に出向いて指導できるような機会があれば助かると思えましたのでご検討いただければなと思います。以上です。

議長

他にございませんか。よろしいですか。

先程1の方で切れてしまったのですが、1の方でございませんか。

(なし)

たくさんの御意見をいただきました。有り難うございました。

本日の内容を基に就学指導に係る県の市町村の教育に関する指導の在り方について答申してまいりたいと思えますがいかがでしょうか。

その表現につきましては改めてお集まりいただくのもなかなか大変だろうと思えます



ので私の方に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは後日就学指導委員会として教育長にお上げしたいと思います。

今年の委員会は2回とも委員の方からいい意見を頂戴する機会になったと思います。今までにないいい審議会だったと思います。大変勉強させていただきました、本当に有り難うございました。

本日も大変御協力ありがとうございました。以上で論議を終了いたします。

司会

## 8 閉会の挨拶

菅井委員

ありがとうございました。菅井副会長から閉会の言葉を頂戴します。

本日は大変御多用の中を熱心な話し合いをありがとうございました。

今荒川先生からお話がありましたように非常にたくさんの意見がでてきて、しかもひとつひとつが重たい意見が多かったように思います。それだけに今抱えている事態というのが非常に大きな転換期を意味しているのではないかと思います。手元に文科省が出す特別支援教育の雑誌がありまして、ちょうどこれが就学に係る改正の問題が取り上げられていて、文科省の方が旧令の構造の改革なのだとか書かれています。つまり根本的にひとつ仕組みが変わってきている、ひとつの事が変わったということでは済まない、構造として変わってきているという指摘がなされていて私たちもこのことを十分意識してこれから取り組んでいかないとならないかなと思います。

インクルーシブ社会を目指す今、皆さん一人一人が本当にいつ実現するだろうという夢物語で終わらないように何が出来るだろうと今お一人お一人がお考えだろうと思います。そういった意味でまず私たち自身が頭を切り換えて新しい構造の中で出来ることを考えていくことが求められている気がします。

今日の審議を活かしてまた一人一人の子どもたちの可能性が豊かになるような、そういう仕組みに繋げていかなければと心から願っています。

今日は本当にありがとうございました。

## 9 閉会

司会

長時間ありがとうございました。

大変恐縮ですが本日の資料のうち別紙2は回収させていただきますので机上に残していただきますようお願いいたします。以上で本日の会議を終わります。

ありがとうございました。

(終)